

平成31年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成31年3月1日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 山岡 敏	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 松田 和代	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 9名

3 欠席議員 1名

8番 岡田 裕明

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	楮山 素伸		
事 業 部 門 理 事	中野 彰宏		
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	総 務 課 長	吉村 良昭
税 務 課 長	吉田 彰宏	住 民 課 長	辻井 弘至
健 康 福 祉 課 長	岡田真地子	人権同和対策課長	長岡 康
農 政 課 長	寺田 充宏	産 業 建 設 課 長	堀川 雅央
上 下 水 道 課 長	石橋 史生	教 育 次 長	吉田 一弘
会 計 管 理 者	溝本 貴宏		
職 務 代 理			

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富士 青美	議 会 事 務 局 係 長	吉川 明宏
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について
- 第 4 議案第 1 号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 2 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 3 号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 発議第 1 号 安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4 号 安堵町行政組織条例の全部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 7 号 安堵町森林環境基金条例の制定について
- 第12 議案第 8 号 安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 9 号 安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第10号 安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第11号 安堵町文化観光館「四弁花」設置及び管理に関する条例の制定について
- 第16 議案第12号 安堵町観光自動車駐車場条例の制定について
- 第17 議案第13号 平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について
- 第18 議案第14号 平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について
- 第19 議案第15号 平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）について
- 第20 議案第16号 平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について
- 第21 議案第17号 平成31年度安堵町一般会計予算について
- 第22 議案第18号 平成31年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第23 議案第19号 平成31年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第24 議案第20号 平成31年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 第25 議案第21号 平成31年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第26 議案第22号 平成31年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第27 議案第23号 平成31年度安堵町水道事業会計予算について

- 第28 議案第24号 安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて
- 第29 報告第 2号 平成31年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

岡田議員からは、本日の会議を欠席する届けが提出されております。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

これから、本日の会議を開きます。

西本町長より、挨拶がございます。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） はい。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

今年の冬は、周期的な寒波の到来はありましたが、一雨ごとに暖かくなり、春の訪れが感じられる今日このごろでございます。

今月は、1, 268回目を迎える東大寺の「修二会」、いわゆる「お水取り」が行われ、大和路にも本格的な春が訪れてまいります。

そして、我が国におきましては、今年は歴史上、特に注目される年となっております。

今上陛下が4月30日に譲位され、新しい天皇陛下が5月1日に即位されることで新元号となりますので、平成最後の安堵町議会定例会ということにもなるわけでございます。

また、安堵町にとりまして、安堵こども園及び文化観光館「四弁花」の開設など、特別な年になると思っております。そのような折ではございますが、平成31年第1回定例会を

招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも、御多忙のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、本日、提案させていただきます案件でございます。

専決処分等の報告案件が2件、人事案件が3件、条例の一部改正及び制定等の案件が10件、平成30年度補正予算と平成31年度当初予算案件と合わせて合計26件でございます。

それでは、平成31年度当初予算の概略を申し述べさせていただきます。

一般会計の総額は32億7,000万円で、前年度と比べ、9,700万円の減額、2.9%の減となっております。

次に、従来は、科目ごとに御説明をさせていただいておりましたが、今回からは、予算編成方針に基づく主だった施策ごとに説明をさせていただきたいと考えております。

まず始めに、「安全安心のまちづくり」、特に「災害に強く、犯罪・交通事故のないまちづくり」といたしましては、通学路を中心に防犯カメラを計画的に設置することに加え、旧第2浄水場跡地の東部分を活用した歩道整備、及び注意喚起のためのグリーン路側帯と赤色舗装を行うとともに、通学路等におけるブロック塀等の耐震診断及び除却・改修等に対する補助など、通学路の安全対策、交通安全対策を強化する事業、並びに災害時における避難者の生活環境の改善を図ることを目的に、トーク安堵カルチャーセンター内の非常用発電設備の改修と空調の更新及び、避難所別ごとの避難誘導案内看板の整理と設置をするなど、防災力を強化する事業を重点的に予算計上いたしております。

次に、「安心して子育てができるまちづくり」といたしまして、認定こども園開設に伴う、保育・教育の更なる充実のため、第2期子ども・子育て支援計画を策定するとともに、設備面では、安堵こども園大ホールの空調設備更新等を行い、教育面では従来からの外部活力によるリズム体操・英会話に加え、考える力を伸ばすチャイルルドステップ教室と保育・幼児教育の充実を図るとともに、安堵小中学校パソコン教室設備更新事業を始め、教育施設の環境整備等の経費を計上いたしております。

次に、「生涯元気で暮らせるまちづくり」、特に「保健・医療の充実を図り、高齢者や障害者が生きがいを持ち、暮らせるまちづくり」といたしましては、介護給付・訓練等給付事業、そしてその他の扶助費等及び保健医療の充実に係る経費を計上いたしております。

そして、「快適な生活ができるまちづくり」といたしましては、ごみ処理広域化、すなわち山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設の整備スケジュールに伴う必要な費用。

社会資本整備総合交付金を活用した、道路橋梁等や地方道路整備、都市公園維持修繕事業、岡崎川九十六石井堰改修事業など、「生活基盤の整備・推進による、住みやすいと感じるまちづくり」のための経費を計上いたしております。

最後に、「安堵の魅力創生のまちづくり」といたしましては、安堵町の歴史文化の情報発信と町歩きのための環境整備と充実を図る目的で、交流と関係人口の創出に係る経費、及び平成30年度からの繰越事業で、平成31年度竣工予定の安堵町文化観光館「四弁花」の運営経費を計上いたしております。

加えまして、各所属において必要な経費を予算計上いたしました。

以上のとおり、地方創生の趣旨に基づき、安堵町の活性化を目的とした5つの町づくりを重点戦略とし、町政の発展に必要な施策等の予算配分を行ったところでございます。

以上が一般会計予算でございます。

次に、特別会計予算についてでございますが、国民健康保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定）、最後に後期高齢者医療特別会計、それぞれの特別会計に必要な予算計上をしたところでございます。

御存じのように、特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図る収支の均衡を図るよう求めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明をさせていただきました。

詳細はその都度、担当課長より、説明をさせますので御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

（西本町長 降壇）

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、3番 大星成司議員、5番 島田正芳議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から３月１４日までの１４日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第３ 報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について）」御説明をさせていただきます。

今回の補正理由につきましては、一つ目といたしまして、消防団員１名の退職に伴う退職報償金の増額補正で、消防団員等公務災害補償等共済基金より全額受け入れをいたします。

二つ目といたしまして、歳入におきまして社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付額が決定をされたことに伴う財源更正でございます。

なお、専決理由といたしましては、消防団員の退職に伴うもの及び国庫負担金交付額が確定したことで、早急に予算措置を講ずる必要が生じました。

なお、専決日は、国庫負担金交付額の決定を受けた平成３０年１２月１７日とさせていただいております。

本補正につきまして、歳入歳出それぞれ８４万９，０００円を追加し、歳入歳出総額を３億１，２７５万円といたします。

それでは、詳細を補正予算書により御説明をさせていただきます。

補正予算書９ページを御覧ください。歳出についてでございます。

二つ目の、８款 消防費におきまして、消防団員退職に伴う退職報償金として８４９千円の増額補正でございます。

その財源といたしまして、7ページに戻っていただきまして、歳入についてでございます。

三つ目の、18款 諸収入で849千円の増額補正で、消防団員等公務災害補償等共済基金より、全額受け入れます。

次に、13款 国庫支出金におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として2,350千円の増額補正でございます。

それに対してまして、次の、17款 繰越金を同額の2,350千円減額をいたします。それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計
補正予算（補正第9号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成31年3月1日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年12月17日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ849千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,812,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、補正前の額91,090千円、補正後補正額2,350千円、計93,440千円。

17款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額173,451千円、補正額△2,350千円、計171,101千円。

18款 諸収入、3項 雑入、補正前の額32,030千円、補正額849千円、計32,879千円。

歳入合計、補正前の額3,811,901千円、補正額849千円、計3,812,750千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部

2款 総務費、3項 戸籍・住民基本台帳費、補正前の額54,525千円、補正額0円。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額141,432千円、補正額849千円、計142,281千円。

歳出合計、補正前の額3,811,901千円、補正額849千円、計3,812,750千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛をさせていただきます。御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) はい。これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第4 議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉村良昭) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長(吉村良昭) おはようございます。総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を御説明申し上げます。

安堵町公平委員会委員3名のうち、桂木正一委員は本年3月31日をもって、任期満了を迎えられます。

桂木委員におかれましては、人格が高潔で地方自治に精通され、人事行政にも高い識見を有されておられることから、引き続き、同委員に任命いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1253番地の2

氏 名 かつらぎ 桂木 しょういち 正一

昭和23年 1月 8日生（71歳）

総務課長（吉村良昭） 以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第1号は原案のとおり同意されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長（吉村良昭） 総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を御説明申し上げます。

安堵町固定資産評価審査委員会委員3名のうち、藤岡博委員は本年3月29日をもって、任期満了を迎えられます。

藤岡委員におかれましては、町税の納税義務者を代表するものとして、平成29年6月より同委員に就いていただき、その間、研修等を受けられ、固定資産の評価について高い識見を有されておられることから、引き続き、同委員として選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成31年3月30日から平成34年3月29日までの3年間となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田216番地

氏 名 ふじおか ひろし
藤岡 博

昭和27年 1月13日生（67歳）

総務課長（吉村良昭） 以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第2号は、原案のとおり同意されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第3号「安堵町人権擁護委員の選任につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」御説明を申し上げます。

安堵町人権擁護委員3名のうち、岡田治子委員の任期が本年6月30日をもって、任期満了を迎えられます。

岡田委員は人権擁護について、深く理解し奈良人権擁護委員協議会において常任委員として協議会の運営に貢献されておられます。引き続き、安堵町人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は本年6月30日でございますけれども、法務省の委嘱手続に相応の日数を要することから、3月議会で上程させていただきました。

なお、任期につきましては、平成31年7月1日から平成34年6月30日までの3年間でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1308番地

氏 名 おかだ はるこ
岡田 治子

昭和30年 4月16日生（63歳）

総務課長（吉村良昭） 以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略、これより議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

人権擁護委員の推薦について、適任とすることに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

人権擁護委員の推薦は、適任と決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7 発議第1号「安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について」
を議題といたします。

本案について、趣旨の説明を求めます。

田中議員、どうぞ。

9番（田中幹男） はい。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） おはようございます。9番 田中幹男でございます。

安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由について、説明をいたします。

当該条例は、次の一般選挙から安堵町議会議員定数を1人減員し、9人とするに伴い、
常任委員会の定数を見直すものであります。

従来どおり、各常任委員会に議員が二分した場合、一方の委員会は4人で構成すること
になります。

委員長を除く委員のうち1人以上が欠席、または欠員になりますと、常任委員会としての
機能を果たすことは困難と考えられます。

よって、全議員が所属し審査、調査等を行うこととし、委員会の定数を5人から9人に改
めることが今回の改正の趣旨であります。

なお、施行日につきましては、次の一般選挙による任期開始日の平成31年4月30日と
なります。

では、議案書を朗読いたします。

発議第1号

安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について

安堵町議会委員会条例（平成15年安堵町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

提出者 安堵町議会議員 田中 幹男

賛成者 安堵町議会議員 大星 成司
浅野 勉

9 番（田中幹男） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

議員皆様には、御審議、御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（田中議員 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、発議第 1 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

発議第1号は原案のとおり、可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第4号「安堵町行政組織条例の全部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） 総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号「安堵町行政組織条例の全部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

人口の減少や少子高齢化等における新たな課題、また国の制度改正や住民の多様なニーズに迅速かつ的確に対応するため行政組織を強化し、より効率的、効果的な組織体制を確立するため現在の行政組織を再編し、部制を導入するための条例改正でございます。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第2条におきまして、部制の導入によりまして、総務部、民生部、事業部の3つの部を設置することを規定しております。

第3条は、課の分掌事務を集約いたしまして、部の分掌事務を規定しております。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

第4条は、臨時及び特別の事務、事業のため、必要があるときは、規定にかかわらず、別に事務分掌を設けることができることを規定しております。

第5条は、部の下に必要な課の設置と、課の下に係を設けることができることを規定しております。

また、課と係の事務分掌及びこの条例の施行についての必要事項は、規則で定めることを規定しております。

なお、この条例の施行日は、平成31年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号

安堵町行政組織条例の全部を改正する条例について

安堵町行政組織条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、条例の全部を改正するものでございます。

総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第4号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

労働者の健康保持や人材確保の観点等から、長時間労働を是正すべき必要性があることから、国会におきまして、働き方改革を推進するための法律が成立し、これによりまして民間労働者の時間外労働の上限が定められ、平成31年4月から施行されることになりました。

これを受けまして、平成30年8月、人事院の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を、人事院規則で定める規定が平成31年2月1日に公布されたことに伴いまして、当町におきましても、国家公務員に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、新旧対照表の1ページを御覧ください。

国家公務員に準じて、超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるため、条例第8条に新たに第3項として、規則への委任規定を新設するものでございます。

なお、この条例の施行日は、平成31年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 10 議案第 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農政課長（寺田充宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。寺田農政課長。

（寺田農政課長 登壇）

農政課長（寺田充宏） おはようございます。農政課 寺田でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」御説明させていただきます。

平成 28 年 4 月 1 日に、農業委員会に関する法律が改正されました。この法律では、農地利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の必要事務に位置付けられています。

この農地利用最適化に向けた積極的な活動を促進、支援するため、平成 28 年度に国で農地利用最適化交付金が新設されました。

改正された法律に基づき、新制度に移行した農業委員会には当交付金が交付されることとなっています。

今後、安堵町で当交付金を活用していく際に、農業委員会の基礎報酬に上乗せした形で実績に応じた報酬を支払う必要があるので、条例の一部を改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。

第 2 条第 3 項に、「農業委員会の委員の報酬のうち、実績額については、農地利用の最適化に向けた活動の実施による実績に応じて国から交付される交付金（以下「交付金」という。）の範囲内において、町長が定めるところにより年額で支給する。」ことを規定するものを規定し、別表区分の報酬の額 2 に、「実績額 交付金の範囲内で町長が定める額」を規定するものでございます。

施行日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 6 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

農政課長（寺田充宏） 次ページの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（寺田農政課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第7号「安堵町森林環境基金条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農政課長（寺田充宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。寺田農政課長。

（寺田農政課長 登壇）

農政課長（寺田充宏） 農政課 寺田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号「安堵町森林環境基金条例の制定について」御説明させていただきます。

平成31年度より、森林整備及びその促進を目的とした森林環境譲与税、仮称ではございますが、創設され、全ての市町村に交付されます。

同譲与税は、使途が限定され、加えて、その使途を公表しなければなりません。森林がない本町において、交付される金額も限られていることから、資金を積み立てることで効果的な事業を検討し実施できるよう、新たな基金を設置するものです。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条では、（設置）につきまして規定。

第2条では、（積立て）について規定。

第3条では、（管理）について規定。

第4条では、基金の（運用益金の処理）について規定。

第5条では、（処分）について規定。

第6条では、（繰替運用）についての規定。

第7条では、本条例の定める以外のものについて、規則委任する旨の規定。

施行日は、平成31年4月1日でございます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号

安堵町森林環境基金条例の制定について

安堵町森林環境基金条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

農政課長（寺田充宏） 次ページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（寺田農政課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、新規制定条例であります。

総務産業建設常任委員会に付託をしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第１２ 議案第８号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」から日程第１４ 議案第１０号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」まで、一括議題といたします。

ただいま議題としました３議案についての、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） おはようございます。住民課の辻井です。よろしくお願いします。

それでは、議案第８号、議案第９号、議案第１０号について、御説明をさせていただきたいと思います。

議案第８号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第９号につきましては、「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第１０号につきましては、「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」でございます。

３議案とも関連しておりますので、一括で御説明をさせていただきます。

議案第８号の新旧対照表１ページを御覧いただきたいと思います。

第１条の２、（定義）でございますが、第１条の２、第２項の次に、第３項の条文を追加するものでございます。

「この条例において『審査支払機関』とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。」という文言を付け加えさせていただいております。

続いて、第３条でございます。（助成の範囲）でございますが、一部、文言の修正でございます。

現行、下線部「を対象者に支給して」を、改正後は「について」と改めるものでございます。

続いて、助成の方法でございます。

第3条の2、第1項、第2項、第3項、2ページ目の第4項の文言を追加するものでございます。

第3条の2、第1項につきましては、「前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。」。

第2項につきましては、「第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあっては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から町長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があったものとみなす。」。

第3項、「町長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があった場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。」。

2ページ目の第4項でございます、「前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があったものとみなす。」という条文を追加させていただきました。

議案第9号、議案第10号につきましても、所要、同じ条文の変更でございます。

それでは、議案第8号から朗読させていただきます。

議案第8号

安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 続きまして、議案第9号。

議案第9号

安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 続きまして、議案第10号。

議案第10号

安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

議案第8号、議案第9号、議案第10号、御審議、御可決のほど、よろしくお願いします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、一括して質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第8号から議案第10号までの3議案は、住民福祉に関わる条例の改正でありますので、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第8号から議案第10号までは、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第11号「安堵町文化観光館『四弁花』設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

（堀川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀川雅央） 改めまして、おはようございます。産業建設課 堀川でございます。

それでは、議案第11号「安堵町文化観光館『四弁花』設置及び管理に関する条例の制定について」説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条では、（目的及び設置）につきまして規定。

第2条では、当館の（管理）につきまして、事務の一部を委嘱できることを規定。

第3条では、当館の（使用の許可）につきまして規定。

第4条では、（使用の取消）について規定。

第5条では、（使用の制限）について規定。

第6条では、使用の（許可の取消等）について規定。

第7条では、（設備の承認）について規定。

第8条では、（権利の譲渡等の禁止）について規定。

第9条では、（使用料）について規定。

第10条では、（使用料の免除）について規定。

第11条では、（使用料の返還）について規定。

第12条では、（使用上の責任）について規定。

第13条では、本条例の定め以外のものについて、規則委任する旨、規定。

なお、当施設の完成は6月末を予定していますが、建築材料等の調達に苦慮しており、完成が、若干、遅れる見込みでありますので、完成の見込みがついた時点で本条例の施行日を規則で定めたいと考えています。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号

安堵町文化観光館「四弁花」設置及び管理に関する条例の制定について

安堵町文化観光館「四弁花」設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀川雅央） 以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、新規制定条例であります。
総務産業建設常任委員会に付託をしたいと思います。
これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議案第11号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第16 議案第12号「安堵町観光自動車駐車場条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。堀川産業建設課長。

(堀川産業建設課長 登壇)

産業建設課長(堀川雅央) それでは、議案第12号「安堵町観光自動車駐車場条例の制定について」御説明させていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

第1条では、駐車場の(設置)につきまして規定。

第2条では、駐車場の(名称及び位置)につきまして規定。

第3条では、(駐車料金)につきまして規定。

第4条では、(駐車料金の減免)につきまして規定。

第5条では、駐車場の(使用の拒否)につきまして規定。

第6条では、駐車場内での(行為の禁止)につきまして規定。

第7条では、使用者が追うべき責任(損害の賠償)につきまして規定。

第8条では、(町の免責)につきまして規定。

第9条では、本条例の定め以外のものについて、規則委任する旨、規定。

なお、本条例の施行日は、平成31年4月1日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第12号

安堵町観光自動車駐車場条例の制定について

安堵町観光自動車駐車場条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀川雅央） 以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、新規制定条例であります。

総務産業建設常任委員会に付託することで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第12号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第17 議案第13号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について」を議題とします。

本件につき、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第13号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,054万7,000千円を追加し、歳入歳出総額を38億5,329万7,000円といたします。

今回の補正理由につきましては、大きく6つございます。

一つ目といたしまして、地方税法施行令の改正により、国民健康保険料の軽減世帯の増加に伴う基盤安定化のための繰出金及び財政健全化支援繰出金と、県単位化以前である過年度療養費等負担金補助額の確定による超過交付の償還金を各々増額補正し、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

二つ目といたしましては、障害者福祉介護給付費・訓練等の増加に伴う、自立支援給付費の増額補正。加えて、自立支援給付費の過年度実績精算に伴う超過交付に係る償還金の増額補正でございます。

三つ目といたしまして、人事院勧告に伴う給与改定等、そして育児休業の取得等による各款の人件費に係る予算余剰及び不足分の財源更正、並びに同理由による下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、翌年度への繰越事業といたしまして、窪田地区遊水地事業設計費及び賑わい施設設計費におきまして、3月末までの設計完了が難しいこと、また文化観光館整備工事費、その

周辺道路整備事業費等及び岡崎地区道路整備等につきまして、3月末までの工期が難しいことから翌年度への繰越明許とさせていただきます。

次に、地方債補正でございます。

また、財源更正を行うものでございます。

12月議会で御承認いただきました地方債の一部が、低利率の県市町村振興資金から貸付されることが確定したための変更でございます。

最後に、歳入におきまして地方交付税の交付額が確定をし、当初予算を上回ることによる財源更正でございます。

それでは、詳細を予算書により御説明をさせていただきます。

補正予算書14ページを御覧ください。歳出についてでございます。

1款 議会費におきましては、人件費として計152千円の増額補正でございます。

2款 総務費におきましても、人件費として3,500千円の増額補正でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費の国民健康保険医療助成費におきまして、保険基盤安定繰出金として4,949千円の増額補正でございます。

国庫、県費合わせて4分の3の補助、残りを繰越金で充当いたします。

8目 自立支援給付費におきまして、障害者福祉介護給付費事業の増加に伴う扶助費として1,100千円の増額補正。

これは、国庫2分の1、県費4分の1の補助、残りを繰越金で充当いたします。

次に、過年度精算に伴う償還金として、262千円の増額補正でございます。

11目 国民健康保険財政支援費におきまして、財政支援繰出金として2,930千円。過年度療養費等負担金補助超過交付の償還金のための繰出金として、31,224千円の増額補正でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

4款 衛生費におきまして、人件費として△2,300千円の減額補正でございます。

次に、7款 土木費、1項 土木管理費及び2項 道路橋梁費におきまして、起債変更に伴う財源更正でございます。

次に、3項 都市計画費におきまして、人件費として130千円を増額し、下水道事業特別会計へ繰り出しをいたします。

次に、9款 教育費、1項 教育総務費及び次のページの5項 社会教育費におきまして、人件費として合わせて△1,400千円の減額補正でございます。

続きまして、10ページにお戻りください。歳入でございます。

9款 地方交付税におきまして、普通交付税として44,119千円の増額補正でございます。

13款 国庫支出金で国民健康保険基盤安定化負担金として752千円の増額補正。

障害者自立支援給付費負担金として550千円の増額補正でございます。

14款 県支出金として、国民健康保険基盤安定化負担金として2,959千円の増額補正、障害者自立支援給付費負担金として275千円の増額補正でございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

17款 繰越金におきまして、△4,208千円の減額補正で財源を調整するための減額補正でございます。

次に、19款 町債、1項 町債、2目の土木債におきまして、道路整備事業債として、△13,500千円の減額補正。一般単独事業債として△83,900千円の減額補正でございます。

次に、6目 市町村振興債におきまして、95,000千円を借り受けるための増額補正でございます。

最後に、20款 繰入金におきまして、△1,500千円の減額で記載変更に伴う財源更正でございます。

従いまして、補正予算書5ページを御覧ください。第三表 地方債補正でございます。

市町村振興資金貸付事業を目的とする記載を追加し、限度額を95,000千円といたします。

それに伴いまして、6ページをお願いいたします。

一般単独の一般その他事業の限度額を95,100千円から、補正後11,200千円に。

地方道路整備事業の限度額を108,000千円から、補正後94,500千円に変更いたします。

また戻っていただきまして、4ページ、第二表 繰越明許費でございます。

商工費におきまして、賑わい施設整備事業13,824千円。

土木費、土木管理費におきまして、安堵町文化観光館整備事業116,150千円、道路橋梁費におきまして、道路等整備事業29,500千円、都市計画費におきまして、窪田地区遊水地事業13,395千円、下水道事業特別会計繰出金22,400千円。

消防費、上水道事業企業会計繰出金12,005千円が、いずれも事業完了が翌年度となりますので、合計207,274千円を次年度に、予算を、繰越をさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第13号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を、別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第13号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,853,297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第三表 地方債補正」による。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

9款 地方交付税、1項 地方交付税、補正前の額1,334,000千円、補正額44,119千円、計1,378,119千円。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額140,084千円、補正額1,302千円、計141,386千円。

14款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額91,950千円、補正額3,234千円、計95,184千円。

17款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額171,101千円、補正額△4,208千円、計166,893千円。

19款 町債、1項 町債、補正前の額552,717千円、補正額△2,400千円、計550,317千円。

20款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額370,370千円、補正額△1,500千円、計368,870千円。

歳入合計、補正前の額3,812,750千円、補正額40,547千円、計3,853,297千円。

次に、歳出、お願いいたします。

1款 議会費、1項 議会費、補正前の額77,663千円、補正額152千円、計77,815千円。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額475,284千円、補正額3,500千円、計478,784千円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額592,413千円、補正額40,465千円、計632,878千円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額84,682千円、補正額△2,300千円、計82,382千円。

7款 土木費、1項 土木管理費及び2項 道路橋梁費は、財源更正となります。

3項 都市計画費、補正前の額192,742千円、補正額130千円、計192,872千円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額120,012千円、補正額△900千円、計119,112千円。

5項 社会教育費、補正前の額53,883千円、補正額△500千円、計53,383千円。

歳出合計、補正前の額3,812,750千円、補正額40,547千円、計3,853,297千円。

次のページの第二表 繰越明許費、第三表 地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛をさせていただきます。

御承認、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございます。

ただいま、議案第13号についての説明をいただきました。

この中で、4ページに繰越明許費がございますけれども、この賑わい施設整備事業費、これの繰越13,824千円が計上されております。これ、たしか、去年の9月議会ぐらいに、補正をしたものでございますけれども、この辺の近況の状況をお聞かせ願いたいということもございますので、今現在、その内容について、ちょっと資料として準備をしていただきたいと思います。

ここで、暫時休憩をいたしますので、その資料が整いましたら、再開をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休 憩（午前11時10分）

再 開（午前11時20分）

議長（森田 瞳） 休憩に引き続き、再開いたします。

はい。それでは、事業部門理事の方、中野理事、御説明願います。

(中野事業部門理事 登壇)

事業部門理事（中野彰宏） おはようございます。事業部門理事 中野です。

どうぞ、よろしくおねがいします。

先ほど、議長の方からございました、9月議会に、補正におきまして、賑わい施設の建設計画に基づきまして、補正の御可決をいただいたところでございますが、現在の進捗状況をこの場をお借りして述べさせていただきたいと思っております。

お手元に配らせていただきました、平面図でございます。これは、案ということで、御承知おきいただきたいと思います。

この、準備委員につきましては、準備計画につきましては、第2回を重ねております。

まずもって、場所につきましては、現在、中学校南側の朝市会場、これをリニューアルするという形で作成、図面の方の作成を進めております。

まず、市街化調整区域内ということで、まず基準の方の許可基準におきましてですね、ちょっと相当な時間が掛かっておりますので、今現在、まだその辺の許可がいただけてないということで、今回、補正予算におきましての繰越ということで上程させていただきました。

内容につきましては、まず許可においてですね、トイレを含めました建物につきましては、60坪以内という規定がございます。

また、その1,000平米を超える土地の中で、調整地、50トンの調整地を設けなければいけないということで、その辺をちょっと整理しながら、今現在、進めておるところでございます。

店舗内につきましては、農産物の直売所及び店舗を配置いたしまして、その中でフードコート、食べる部分を設けておるところでございます。

この辺の詳細につきましては、また順次、次へ進めていく予定でございますので、適宜、議員の皆様には、その都度、お知らせさせていただくことと、申し上げまして、これで一応、今現在の進めておる内容ということで御承知おきいただけたらと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(中野事業部門理事 降壇)

議長（森田 瞳） 今の資料、そしてまた中野理事の方から概要につきまして、御説明をいただきましたとおりでございますので、また今後の、この運用、そしてまた内容をですね、進行しつつございましたら、適時、議会の方へ御報告をいただいて、議会ともども、協議をさせていただくということで御了承いただけますか。どうですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） はい。それでは、引き続き、補正予算にまいります。

これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第18 議案第14号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算
(補正第2号)について」を議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

住民課長(辻井弘至) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。辻井住民課長。

(辻井住民課長 登壇)

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」説明をさせていただきます。

本補正につきましては、平成29年度国民健康保険療養給付費等負担金補助額の確定により、超過交付を償還するためのものでございます。

一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しの増額補正でございます。

また、低所得者への軽減拡充に伴う保険税の減による財源更正を行うものでございます。

それでは、補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。歳出でございます。

5款 諸支出金といたしまして、平成29年度の国民健康保険療養給付費負担金の額が確定し、超過交付の償還に伴うものでございます。

その財源といたしまして、7ページ、8ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款 繰入金、1項で、他会計より繰り入れをさせていただいております。

31, 224千円を歳入で繰り入れをさせていただいております。

それでは、議案書、議案第14号を朗読させていただきます。

議案第14号

平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を、別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第14号

平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

平成30年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,047,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、補正前の額178,402千円、補正額△7,879千円、計170,523千円。

3款 繰入金、1項 他会計繰入金、補正前の額60,025千円、補正額39,103千円、計99,128千円。

歳入合計、補正前の額1,016,481千円、補正額31,224千円、計1,047,705千円。

次のページ、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、補正前の額431千円、補正額31,224千円、計31,655千円。

歳出合計1,016,481千円、補正額31,224千円、計1,047,705千円。

次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） これより、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第19 議案第15号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）について」を議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） 改めまして、おはようございます。上下水道課 石橋でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第15号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、まず、人事院より勧告されました給与改定により、影響が生じます人件費について増額補正するもので、併せて、その財源となる繰入金についても増額補正するものです。

次に、繰越明許費でございます。

岡崎・窪田地区開発地における公共下水道事業におきまして、区画変更に伴い、施工が翌年度となるため、次年度に予算を繰り越すものでございます。

それでは、詳細について、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。歳出。

1款 下水道事業費におきまして、給料、職員手当等、共済費として130千円を増額補正し、この財源といたしまして、ページを戻っていただいて8ページ、9ページをお願いいたします。歳入。

4款 繰入金におきまして、130千円を増額補正いたします。

次に、4ページ、第二表 繰越明許費をお願いいたします。

1款 下水道事業費におきまして、公共下水道事業22、400千円を事業完了が翌年度となるため、予算を繰り越しいたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第15号

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）を、別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 続きまして、補正予算の1ページをお願いいたします。

議案第15号

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額165,586千円、補正額130千円、計165,716千円。

歳入合計、補正前の額323,227千円、補正額130千円、計323,357千円。
続きまして、3ページをお願いいたします。歳出。

1款 下水道事業費、2項 下水道建設費、補正前の額107,269千円、補正額130千円、計107,399千円。

歳出合計、補正前の額323,227千円、補正額130千円、計323,357千円。

次ページ以降の第二表 繰越明許費及び歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（石橋上下水道課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 全員、起立です。

お座りください。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第20 議案第16号「平成30年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(岡田真地子) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。岡田健康福祉課長。

(岡田健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長（岡田真地子） 改めまして、おはようございます。健康福祉課 岡田です。

どうぞ、よろしくお願いします。

議案第16号「平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」説明させていただきます。

補正理由といたしまして、高齢者の自立支援、重度化予防等の取組を支援するための、保険者機能強化推進交付金が創設されたためのものがございます。

年度当初、地域支援事業財源のうち、第1号被保険者の保険料の23%分にこの交付金を充てることによる財源更正でございます。

歳入。保険料△952千円、国庫支出金952千円を増額します。

補正額は0円です。歳入歳出総額750,359千円でございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書の7ページをお願いいたします。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料として、△952千円。

2款 国庫支出金、3項 介護保険制度運営推進費、1目 保険者機能強化推進交付金として、952千円でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第16号

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）を、別紙のとおり提出する。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） 続きまして、補正予算書1ページをお願いします。

議案第16号

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第2号）

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） 次のページからの第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書につま
しては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく、御審議、御可決、お願い申し上げます。以上でございます。

（岡田健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第21 議案第17号から日程第27 議案第23号まで、以上、平成31年度予算の7議案について、一括議題とします。

ただいま議題といたしました7議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。

それでは、議案第17号から議案第23号、平成31年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算、並びに水道事業会計予算につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

まず、日本経済の状況におきましては、我が国、GDPは大きく改善が見られ、緩やかな回復が期待されるものの、国・地方の債務残高は更なる累増が見込まれ、引き続き、厳しい状況にあります。

地方においても、引き続き、経費全般について、節減、合理化に努めるよう求められており、本町におきましても、歳入財源の大変厳しい中ではございますが、補助金、地方債等を活用し、財政調整基金、公営住宅管理運営基金の繰入等、財源の確保に努め、予算編成を行ったところでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

議案第17号 平成31年度安堵町一般会計予算の総額は、3,270,000千円で、前年度に比べまして、△97,000千円の減額、△2.88%の減となっております。

歳入におきましては、町税において、景気の緩やかな回復等により、微増。

地方交付税におきましても、国の地方財政対策等により、増加となる見込みでございます。

国庫支出金につきましては、新設の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金等により、また県支出金につきましても、参議院議員、知事・県議会議員選挙委託金等により、増加となります。

一方、町債におきましては、公共事業等債や新規発行事業債の抑制によりまして、減少となる見込みでございます。

歳出につきましては、法の改正に基づく経費は優先的に計上し、経常的経費につきましては、節減合理化に努めながら、財政の健全化を図るとともに、行財政運営について、効率性かつ透明性を高めて、町政の発展に必要な諸経費を計上させていただきました。

義務的経費の物件費については、委託費、需用費、役務費等の見直し、節減に努め、維持修繕費についても、各公共施設等の計画的な修繕を図るなど、補助費につきましても、国営大和紀伊平野土地改良事業負担金や、一部事務組合等の負担金の減少により、減額となる見込みでございます。

ただ、投資的経費、普通建設事業費につきましても、減額を見込んでおります。

しかしながら、扶助費につきましては、高齢化に伴う社会保障の自然増等により、また人件費につきましても、人材確保のため増加となる見込みでございます。

次に、特別会計予算でございます。補正予算書、131ページをお開きください。

議案第18号 平成31年度安堵町国民健康保険特別会計予算の総額は、949,000千円で、国民健康保険、県単位化2年目を迎え、県の納付額等が減少となったことにより、前年度に比べまして、△2,900千円の減額、△0.3%の減でございます。

次に、補正予算書161ページをお願いいたします。

議案第19号 平成31年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額は、1,341千円でございます。

次に、補正予算書173ページをお願いいたします。

議案第20号 平成31年度安堵町下水道事業特別会計予算の総額は、279,000千円でございます。

公共下水道事業、事業費の減によりまして、前年度に比べて、△10,800千円の減額、△3.73%の減となっております。

次に、補正予算書195ページをお願いいたします。

議案第21号 平成31年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の総額は、770,200千円の見込みでございます。

第7期計画の2年目として、前年度に比べまして、21,300千円の増額、2.84%の増となっております。

次に、補正予算書227ページをお願いいたします。

議案第22号 平成31年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、99,000千円でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金の増で、前年度に比べまして、4,200千円の増額、4.43%の増となっております。

一般会計予算は、△97,000千円の減額となるものの、特別会計合計では11,800千円の増額となっており、水道事業会計を除く一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は、5,368,541千円で、前年度より、△85,200千円、1.56%の減となります。

最後に、議案第23号 平成31年度安堵町水道事業会計予算、別冊予算書、水道事業の予算書1ページを御覧ください。支出でございます。

水道事業費用182,697千円、次のページ、2ページの資本的支出51,641千円を、合計をいたしました234,338千円総額で、前年度に比べまして、△16,527千円の減、6.6%の減となっております。

以上が、平成31年度安堵町一般会計及び特別会計予算、並びに水道事業会計予算でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） 一括して、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第17号につきましては、議長と議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する、一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第17号は、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する、一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第18号から議案第23号までの6議案について、議長と議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第18号から議案第23号までの6議案については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） ただいま設置されました、各予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、委員会条例により暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時52分）

再 開（午前11時57分）

議長（森田 瞳） 再開します。

先ほど設置されました、予算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長 大星成司議員、副委員長 島田正芳議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長 松田和代議員、副委員長 田中幹男議員。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第２８ 議案第２４号「安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて」を議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） 上下水道課 石橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第２４号「安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて」を御説明させていただきます。

議案書の３枚目、「区域見取図」を御覧ください。

黄色の着色部分の斑鳩町目安地区の公共下水道につきまして、当町が平成３２年度に整備を予定しております下水道管、赤色横線部分での区域外流入協議ありましたので、地方自治法第２４４条の３第２項の規定による協議を行い、同条第３項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第２４号

安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、安堵町は斑鳩町と協議のうえ、安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、同法同条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

平成31年3月1日提出

安堵町長 西本 安博

記

1 斑鳩町住民の利用に供する安堵町公共下水道施設の位置

安堵町笠目684番6地先から安堵町笠目684番15地先まで

2 斑鳩町から安堵町公共下水道施設に流入する区域

①斑鳩町目安4丁目883番地先から斑鳩町目安4丁目120番2地先まで

②斑鳩町目安4丁目121番8地先から斑鳩町目安4丁目121番1地先まで

③斑鳩町目安4丁目121番4地先から斑鳩町目安4丁目121番6地先まで

3 流入区域見取図

別添のとおり

4 利用条件

利用する安堵町公共下水道施設の維持管理に関する経費の負担については、その都度協議する。

上下水道課長（石橋史生） 以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（石橋上下水道課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第29 報告第2号「平成31年度安堵町土地開発公社予算の報告について」
を議題とします。

本案について、報告を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

（堀川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀川雅央） 産業建設課 堀川です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号「平成31年度安堵町土地開発公社予算の報告について」御説明させていただきます。

2枚めくっていただきまして、予算書の1ページをお願いいたします。

(公有地売却事業)といたしまして、東安堵小集落地区事業用地を18,005千円で、町への売却を予定しております。

次のページ、お願いいたします。

(公有地取得事業)でございますが、平成31年度におきましては、予定はございません。

続きまして、予算につきまして御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

第2条 収益的収入は18,006千円で、その内訳といたしまして、5ページにお示しておるとおり、公有地取得事業収益18,005千円と受取利息の1千円でございます。

収益的支出は、18,005千円でございます。

これは、現金を伴わない、公有地取得事業原価でございます。

3ページに戻っていただきまして。

第3条 資本的収入は380千円で、この内訳といたしまして、6ページにお示しておるとおり、町からの利子補給金380千円でございます。

資本的支出といたしまして15,717千円、この内訳といたしまして、借入金に対する利息の支払経費として事業外費用で380千円、借入金の償還費用として、借入金償還金で15,337千円でございます。

4ページにお戻りいただきまして、第4条 (借入金) でございますが、その限度額を15,400千円とさせていただきます。

次のページ以降につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

平成31年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成31年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

平成31年3月1日報告

産業建設課長（堀川雅央） 次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただき、以上、地方自治法の規定に基づく報告とさせていただきます。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終結します。

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月4日、午前10時開会で、一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さんでした。

散 会

午後 0時05分
